

資料2～8別添

保育所整備の個別審査基準（創設）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(創設)	最高得点	備考	配点内訳(創設)	点数配分	備考	
1 各種保健福祉計画等との整合性 (配点 10点)	各種保健福祉計画等に適合すること。	① 定員が適正な規模であり、特別保育事業(延長保育及び一時預かり事業)を実施する計画となっている。	7		① 定員設定が最も供給不足解消に寄与する計画となっている(他事業者の整備計画との相対評価)。	5	該当するもの いずれか	
		② 札幌市の計画に沿って、環境に配慮した施設整備計画となっている。			3	② 定員設定が2番目に供給不足解消に寄与する計画となっている(他事業者の整備計画との相対評価)。 ③ 定員設定が3番目に供給不足解消に寄与する計画となっている(他事業者の整備計画との相対評価)。 ④ 延長保育及び一時預かり事業の両方とも実施する計画となっており、延長保育の時間が2時間である。 ⑤ 延長保育及び一時預かり事業の両方とも実施する計画となっており、延長保育の時間が1時間である。		2 2 1
		10				10		
2 設置地域における当該施設の必要性 (配点 20点)	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	① 保育所整備の優先度が高い地域であり、保育所の設置に適した周辺環境である。	20		① 札幌市が指定した保育所整備優先地域Aである。	15	該当するもの いずれか	
					② 札幌市が指定した保育所整備優先地域Bである。 ③ 札幌市が指定した保育所整備優先地域Cである。 ④ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が最も多い(他事業者の整備計画との相対評価)。 ⑤ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が2番目に多い(他事業者の整備計画との相対評価)。 ⑥ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が3番目に多い(他事業者の整備計画との相対評価)。	9 2 5 3 2		該当するもの いずれか
		20				20		
3 用地の確保状況 (配点 10点)	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の本方針(平成12年1月21日大長助役決裁)の貸与基準に合致すること。	① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積を地上に確保している割合。	5		① 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積のすべてを地上に確保している。	5	該当するもの いずれか	
		② 施設設置に係るすべての土地について自己所有し、国若しくは地方公共団体から貸与を受け、又は国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる。			5	② 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%以上を地上に確保し、残りを屋上等に確保している。 ③ 屋外遊戯場について、施設整備計画に必要な面積の50%未満を地上に確保し、残りを屋上等に確保している。 ④ 施設設置に係る全ての土地について、自己所有している(自己所有できることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。)、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受けている(貸与を受けられることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。)。 ⑤ 施設設置に係る土地について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる(貸与を受け、及び地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記できることが確実であると保育所整備所管部長が認める場合を含む。))。		4 3 5 3
		10				10		
4 計画施設の基本プラン (配点 30点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	① 計画定員の120%以上に対応した乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場となっている(これに対応できない場合は、その割合による。)	10		① 年齢ごとの計画定員の120%以上に対応した乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場(以下「保育室等」という)を有する。	10	該当するもの いずれか	
		② 児童の安全確保等に配慮した設計となっている。			5	② 年齢ごとの計画定員の115%以上に対応した保育室等を有する。 ③ 年齢ごとの計画定員の110%以上に対応した保育室等を有する。 ④ 年齢ごとの計画定員の105%以上に対応した保育室等を有する。 ⑤ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて1階に設けている。 ⑥ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室をすべて2階以下に設けている。 ⑦ 調理室について、札幌市が推奨する面積を満たしている。 ⑧ 調理室について、札幌市が推奨する面積の割合(小数第1位未満端数切捨て)の75%以上となっている。 ⑨ こども用の便器の数について、大便器<(入所定員÷20)個+1>、小便器<(入所定員÷30)個+1>のいずれも満たしている。 ⑩ 駐車スペースとして、「計画定員÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。 ⑪ 駐車スペースとして、「計画定員÷30」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上げ)のスペースを確保する計画となっている。 ⑫ 駐車スペースを確保する計画となっている。 ⑬ JR駅又は地下鉄駅から半径800メートル以内の立地にある。 ⑭ 保育所等(※)に2年以上従事した経験を有する者を配置する。 ⑮ 上記と同等以上であると認められる者を配置する。 ⑯ 虐待対策に関するマニュアルを整備する計画となっている。 ⑰ 災害対応及び事故防止に関するマニュアルを整備する計画となっている。 ⑱ 地域住民に対して当該施設の運営の内容を説明する機会を設ける予定となっている。 ⑲ 地域と交流及び連携を図る計画となっている。 ⑳ 第三者評価を実施して結果を公表する ㉑ 第三者評価を実施するが結果は公表しない、又は自己評価を実施して結果を公表する ㉒ 職員休憩室又は職員が休憩するためのスペースが設けられている。		8 6 4 3 1 1 0.5 1 4 2 1 2 2 1 1 1 1 2 1 1
		③ 児童の通園に配慮した計画となっている。	6	④ 施設長予定者の資格要件について	2	⑤ 保育所の運営に関する計画について	4	該当するもの いずれか
		④ 施設長予定者の資格要件について	2	⑤ 保育所の運営に関する計画について	4	⑥ 事業内容の自己評価と改善の取組について	2	該当するもの いずれか
		⑤ 保育所の運営に関する計画について	4	⑥ 事業内容の自己評価と改善の取組について	2	⑦ 職員への処遇に対する計画について	1	
		⑥ 事業内容の自己評価と改善の取組について	2					
		⑦ 職員への処遇に対する計画について	1					
		30				30		

資料2～8別添

保育所整備の個別審査基準（創設）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(創設)	最高得点	備考	配点内訳(創設)	点数配分	備考	
5 資金計画 (配点 15点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。	① 当初資金が確保されている。 (自己資金が確保されている。個人又は団体からの寄附が確実で、その寄附全部について連帯保証人が確保されている。)	5		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されている。	5	該当するもの いずれか	
		② 借入を行わない、又は借入を行う場合は、借入金償還財源が確保されている。 (寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている、又は保育所を運営する社会福祉法人等で、処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内であり、繰入が確実である。)			② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実で、当該寄附の全部について連帯保証人が確保されている。			3
6 設置主体の事業実績 (配点 5点)	【既存法人】 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 【設立希望者】 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 ※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。	① 既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合、札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目的が立っている。(過去3年間)	5	該当するもの いずれか	③ 借入を行わない。	10	該当するもの いずれか	
		② 既存社会福祉法人以外の者(現に保育所を運営している者を除く。)の場合、適切な事務体制が整っている。			④ 借入金額が設置者負担総額の20%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内となっている(今回新設する施設会計から繰入する場合、処遇改善等加算の基礎分は4%で算定)。			9
								⑤ 借入金額が設置者負担総額の20%以上40%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内となっている(今回新設する施設会計から繰入する場合、処遇改善等加算の基礎分は4%で算定)。
								⑥ 借入金額が設置者負担総額の40%以上60%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内となっている(今回新設する施設会計から繰入する場合、処遇改善等加算の基礎分は4%で算定)。
								⑦ 借入金額が設置者負担総額の60%以上80%未満となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内となっている(今回新設する施設会計から繰入する場合、処遇改善等加算の基礎分は4%で算定)。
								⑧ 借入金額が設置者負担総額の80%以上となっており、償還財源の確保について、次のいずれかに該当する。 ・寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている。 ・保育所を運営する社会福祉法人等であるが、償還額が処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の剰余金の範囲内となっている(今回新設する施設会計から繰入する場合、処遇改善等加算の基礎分は4%で算定)。
			15			15		
7 設置主体の役員構成 (配点 5点)	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。	① 「札幌市私立保育所設置認可等要綱」により定める保育所の設置者に係る基準に合致する。	5		① 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない。(過去3年間)(既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合)	5	該当するもの いずれか	
		② 既存社会福祉法人以外の者(現に保育所を運営している者を除く。)の場合、適切な事務体制が整っている。			② 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている。(過去3年間)(既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合)			3
								③ 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目的が立っている。(過去3年間)(既存社会福祉法人及び保育所を運営している者の場合)
								④ 施設整備に係る適切な事務体制が整っている。(既存社会福祉法人以外の者(現に保育所を運営している者を除く))
								⑤ 施設整備に係る適切な事務体制が整う見込みがある。(既存社会福祉法人以外の者(現に保育所を運営している者を除く))
			5			5		
8 準備状況 (配点 5点)	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	① 共通審査基準に同じ	5		① 設置者が社会福祉法人又は学校法人である。	5	該当するもの いずれか	
					② 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含んでいる。			3
								③ 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、保育所運営に関し設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置する予定となっている。
			5		① 理事会等(設立準備委員会)で施設整備に必要な事項(整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等)について十分に計画・審議している。	5		
			100			100		

【優先順位の決定方法】

- ① 各項目の合計点数(100点満点)により審査を行う。
- ② ①においても、優先順位が同点の場合は、上記の審査事項1-①、2、4の順で評点の高い方を優先順位上位とする。

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)をいう。